

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和13年12月31日まで)

秋 本 交 制 第 7 号
令 和 3 年 1 月 1 8 日

関 係 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

道路使用許可事務取扱要領の一部改正について（例規）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条の規定に基づき警察署長の行う道路使用許可については、秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）及び「道路使用許可事務取扱要領の一部改正について（例規）」（平成28年3月14日付け秋本交制第24号。以下「旧例規」という。）により運用してきたところであるが、この度、手数料の徴収要領の見直し等所要の整備を行い、別添「道路使用許可事務取扱要領」のとおり運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、本例規の施行をもって廃止する。

別添

道路使用許可事務取扱要領

第1 許可申請等

1 許可対象行為

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が道路の使用の許可をする行為の例、件数・期間の基準及び許可をする際の留意事項は、別表1「道路使用の許可対象行為と許可基準等」のとおりとする。

2 提出させる書類

申請・届出の場合の提出書類は、次によるものとする。

- (1) 新規申請の場合は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第10条に定める「道路使用許可申請書」を2通提出させること。
- (2) 記載事項変更届の場合は、規則第11条に定める「道路使用許可証記載事項変更届」に道路使用許可証（以下「許可証」という。）を添付して提出させること。ただし、変更内容が当初の申請内容と実質的に異なる場合は、新規申請させること。
- (3) 再交付申請の場合は、許可証を亡失、滅失、汚損又は破損するなどの理由により再交付を受けるものであり、規則第12条に定める「道路使用許可証再交付申請書」に当該許可証を添付の上、提出させること。ただし、当該許可証を亡失又は滅失した場合は、再交付申請書に当該許可証に係る内容を記載した前記(1)の申請書1通を添付させること。

第2 審査基準

法第77条第2項に定める許可の審査基準は、次によるものとする。

- 1 「現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき」とは、特別な交通規制を実施しなくても次の全ての基準を満たし、道路交通の安全と円滑が確保される場合をいう。
 - (1) 道路交通に関する法令に違反するものでないこと。
 - (2) 交通需要に見合った交通容量が確保できていること。
 - (3) 信号機、道路標識その他の交通安全施設等の効用を阻害すること等により道路交通の安全と円滑に支障を生じないこと。
- 2 「許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき」とは、法第77条第3項の規定により付した条件の遵守により、前記1の全ての基準を満たす場合をいう。
- 3 「現に交通の妨害となるおそれはあるが、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき」とは、前記1又は2の条件を満たさないが、次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに該当し、更に(3)に掲げる基準の全てを満たし、許可することが認められる場合をいう。
 - (1) 公益上の必要性が認められる場合
 - ア 国、地方公共団体その他公共団体又はこれらに準ずる者（電気、ガス、水道の

公共事業者等) がその活動として行うものであること。

イ 国家的規模又は地域全体で行われるものであって、国民又は地域住民の総意若しくは賛同を得て行われるものであること。

ウ 基本的人権その他の重要な国民の権利の行使として行われるものであること。

(2) 社会慣習上の必要性が認められる場合

類似の行為が許可対象行為として多く行われている実態があり、かつ、そのことが伝統的・社会的に是認されていること。

(3) やむを得ないと認められる場合

ア 道路外で実施する等許可対象行為でない形態・方法により実施することができない場合であって、道路を使用する場所的・時間的範囲等が交通に与える影響の観点から最小限度に設定されていること。

イ (1)又は(2)により認められる公益上又は社会慣習上の必要性が、交通の妨害となる程度を考慮して不許可とする必要性を上回るものであること。

ウ 交通の危険を生じさせるおそれがないこと。

エ 道路交通に関する法令に違反するものでないこと。

オ 交通の安全及び円滑を確保すること等のため、迂回路の設定や交通規制の実施等の特別の措置を必要とする場合にあつては、事前に当該措置を実施するために必要な準備が講じられていること。

第3 申請書の受理及び審査

申請書の受理に当たっては、次の事項について審査し、適正に処理するものとする。

1 一般的審査事項

- (1) 申請者は、当該許可行為について実質的責任者であるか確認すること。
- (2) 申請内容は、許可対象行為であるか確認すること。
- (3) 申請書の記載事項は充足しているか確認すること。
- (4) 当該申請行為に必要な添付書類が具備されているか確認すること。

2 具体的審査事項

- (1) 申請者欄は、申請者の住所及び氏名を記載しているか、団体又は法人の場合はその代表者名を記載しているか確認すること。
- (2) 道路使用の目的欄は、具体的内容を記載しているか確認すること。
- (3) 場所又は区間欄は、内容を具体的に記載しているか、特に移動を伴う場合は具体的経路、所要時間等を明確にしているか確認すること。
- (4) 期間欄は、道路使用の開始日(時間)及び終了日(時間)を記載しているか、一時中断する場合は道路使用時間を細分化し、別紙等に記載しているか確認すること。
- (5) 方法又は形態欄は、内容を具体的に記載しているか、使用形態を図面にする必要が認められる場合は見取図を作成しているか、自動車を使用する場合は車種及び登録番号を記載しているか、広告・宣伝のために看板等を掲げる場合はその規格・内容を具体的に記載しているか確認すること。
- (6) 添付書類欄は、次の書類を確認すること。
 - ア 道路使用の場所又は区間の付近の見取図
 - イ 工作物を設けるに当たっては、その設計図及び仕様書

ウ その他参考書類

- (7) 現場責任者欄は、道路使用行為全体を把握できる責任者を記載しているか、会社、事務所又は責任者の携帯電話等道路使用行為を把握し、速やかに対応できる連絡先を記載しているか確認すること。

3 許可件数の単位及び期間の基準

許可は、一行為一許可を原則とする。ただし、定型的に同一申請者により反復継続して行われる行為については、包括して1回（個）の行為として処理すること。

なお、許可の期間は、原則として別表1「道路使用の許可対象行為と許可基準等」により当該行為の目的、形態、内容及び交通の状況を勘案し、必要最小限度にとどめること。

4 処理期間

申請書受理から許可証交付までの処理期間は、原則として7日（「秋田県の休日を定める条例」（平成元年秋田県条例第29号）で定める休日は含まない。）以内とすること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は除くものとする。

- (1) 法第79条に基づき、道路管理者との協議が必要なもの
- (2) 他に調整を行う要許可行為があるもの
- (3) 交通規制の実施、変更等を行う必要があるもの
- (4) 二以上の都道府県公安委員会の管轄にわたるもの
- (5) 一般交通への妨害性が顕著のため、許可に際して特に慎重に検討する必要のあるもの

第4 申請の特例

申請の特例については、次のとおり取り扱うものとする。

1 二以上の署長の管轄にわたる場合

当該行為に係る場所が二以上の署長の管轄にわたるときは、次のとおりとする。

- (1) 当該行為が主として行われる場所を管轄する署長が申請書を受理すること。
- (2) マラソン、駅伝、広告、宣伝、パレード等の場合は、出発地を管轄する署長が申請書を受理すること。

2 二以上の公安委員会の管轄にわたる場合

道路使用の許可行為に係る場所が、二以上の公安委員会の管轄にわたるときは、それぞれの公安委員会の管轄に属する署長の許可を受けなければならないことから、次のとおりとする。

- (1) 当該許可に係る行為が他県から及ぶ場合は、最初に入県した場所を管轄する署長が受理すること。
- (2) 当該許可に係る行為が二以上の公安委員会に及ぶ場合は、公安委員会ごとに許可申請するよう教示すること。

3 道路使用許可と道路占用許可が競合する場合

道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合は、署長又は道路管理者のいずれか一方に両方の申請書を提出することができ、双方協議しなければならないことから、次のとおりとする。

- (1) 道路使用許可申請と道路占用許可申請を一括で受領した場合には、当該道路管理者に対し、速やかに道路使（占）用許可協議書（別記様式第1号）とともに道路占用許可申請書を送付し、回答を得て許可の判断を行うこと。
- (2) 道路管理者から道路占用許可申請に伴う協議書を受領した場合は、必要事項を調査の上、道路占用許可協議回答書（別記様式第2号）により意見を付して回答すること。
- (3) 占用期間が1か月未満で、かつ、道路の掘削を伴わない次に掲げるものは、道路使用許可のみとし、道路管理者に対する協議は不要である。
 - ア 露店（定期的に開設する市場を除く。）、屋台店、商品置場、アーチ、花輪、ちょうちん、のぼり、旗ざお等で、これが祭典、縁日、記念行事、催し物、その他町内一般にわたる装飾及び施設のための占用物件
 - イ 公共的な目的のための立看板の類
 - ウ 測量、看板取替え、マンホールの点検、掃除等（建築、道路工事等に伴う作業を除く。）で簡易な作業
- (4) 道路使用と道路占用の許可が競合する対象行為例は、別表2「道路使用と道路占用の許可が競合する対象行為例」のとおりである。

第5 協議、通報及び報告

許可の協議、通報及び報告については、次のとおりとする。

1 関係署長との協議

二以上の署長の管轄にわたる許可申請を受領した場合は、当該行為について、その日時（所要時間）、場所（区間又は経路）、使用目的、方法、形態等を関係署長と協議し、その意見を参考にして許可の判断をすること。

2 関係署長への通報

協議の結果、許可することとした場合は、許可の条件、交通上の支障、注意すべき事項等必要事項を関係署長に通報すること。

3 本部報告

次に該当する場合は、事前に交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）を通じて報告すること。

- (1) 二以上の公安委員会の管轄にわたるものであるとき、又は法第77条第1項第4号に基づく許可の場合で二以上の署長の管轄にわたるものであるとき。
- (2) 国道、県道その他主要幹線道路で行われ、かつ、当該行為が一般交通に著しい影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 国道、県道その他主要幹線道路において、マラソン、駅伝等の各種競技会、祭礼等の行事が新規に行われるとき。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、主要幹線道路を使用し、社会的反響が大きいと認められる特異な行事が行われるとき。

第6 許可等

許可の判断等は、次のとおりとする。

- 1 許可の判断は、前記第2の審査基準及び別表1「道路使用の許可対象行為と許可基準等」に基づいて審査検討すること。

2 現地調査は、申請を受理したときに行い、交通上の影響及び当該行為者が講ずるべき措置等の実態を把握すること。

第7 許可の条件

許可の条件は、次のとおりとする。

1 法第77条第3項に規定する条件を付す場合は、必要最小限度のものとし、「行政事件訴訟法」（昭和37年法律第139号）及び「行政不服審査法」（平成26年法律第68号）に基づく教示文（別記様式第3号）を条件とともに付すこと。

2 許可の条件は、交通の障害を除去するため個々の行為に応じた具体的内容とし、画一的な取扱いは避けること。

3 許可条件の具体例は、別表3「道路使用許可条件の具体例」のとおりとする。

第8 許可証の交付

許可証を交付した場合は、道路使用許可台帳（別記様式第4号）に交付月日を記入する等交付状況を明らかにしておくこと。

第9 許可後の確認

道路使用許可後においても、許可条件の遵守状況、道路使用終了後の原状回復状況及び交通の障害の有無を確認し、必要な指示を与えること。

第10 許可条件の変更

許可条件の変更については、次のとおりとする。

1 許可条件を変更する場合は、道路使用許可条件変更通知書（別記様式第5号）を作成し、申請者に交付すること。

2 道路使用許可と道路占用許可の双方に係る行為について前記1を行う場合は、あらかじめ道路管理者に対し、道路使用許可変更連絡書（別記様式第6号）を送付すること。

第11 許可の取消し及び効力の停止

許可の取消し及び効力の停止については、次のとおりとする。

1 取消し及び停止事由発生時の措置

道路使用許可の取消し及び効力停止処分を行うべき事由が発生したときは、交通規制課長を通じて速報し、指揮を受けること。

2 取消し及び停止の手続

(1) 許可の取消し及び効力の停止処分をしようとするときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「弁明に関する規則」という。）第20条に定める「弁明通知書」により、あらかじめ弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を当該処分に係る者に通知すること。ただし、許可を受けた者が、許可の条件に違反して交通の危険を生じさせるおそれがあり、かつ、その危険が切迫している場合など、交通の危険を防止するためやむを得ない場合は、弁明の機会を与えることなく許可の取消し及び停止することができる。この場合、交通の危険を防止する措置を講ずるとともに、その理由を当該処分に係る者に説明すること。

(2) 弁明の聴取は、交通課の幹部が行うこと。この場合、弁明に関する規則第22条に定める「弁明調書」を作成するとともに、現場見取図、写真、関係者の供述書等を

作成し、当該処分を必要とする理由を明らかにしておくこと。

3 取消し及び停止の通知

- (1) 許可の取消し及び効力の停止処分は、当該処分に係る者に道路使用許可取消し停止通知書（別記様式第7号）を交付して行うこと。この場合、取消処分をしたときにあつては許可証を返納させ、停止処分をしたときにあつてはその期間中、許可証を返納させること。
- (2) 道路使用許可と道路占用許可の双方に係る行為について前記(1)を行う場合は、道路使用許可取消し停止連絡書（別記様式第8号）を当該道路管理者に送付すること。

第12 道路使用許可手数料

許可の手数料については、次によるものとする。

1 手数料の徴収

手数料は、秋田県収入証紙をもって徴収すること。

2 手数料の免除等

- (1) 「秋田県公安委員会関係手数料徴収条例」（平成12年秋田県条例第117号）第13条第4項各号に該当するときは、徴収しないこと。
- (2) 記載事項変更届及び再交付申請については、手数料を徴収しないこと。

第13 道路使用許可に係る交通規制等

道路使用許可に係る交通規制等については、次のとおりとする。

1 道路使用に係る交通規制

道路使用許可に係る交通規制が必要な場合は、事案に応じて車両通行止め等必要な交通規制を実施すること。

- (1) 車両通行止め等の交通規制は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府、建設省令第3号）に定める正規の交通規制標識を用いるとともに、セフティコーン、バリケード、夜間点滅灯等を設置するなど、当該交通規制の場所、区間等を明確にすること。
- (2) 道路を全面通行止めにする場合は、案内誘導板等で迂回路を明確にするとともに、必要に応じて交通整理員を配置して迂回誘導をすること。
- (3) 道路を片側通行禁止にする場合は、交通整理員を配置するなどの方法で通過車両の誘導整理を行い、交通の危険防止と円滑化に努めること。

2 工事又は作業に従事する車両の特例

工事又は作業の実施に伴う道路の使用について許可する場合において、当該工事又は作業に従事する車両を通行させ、又は駐車させることを含めて許可するときは、改めて通行・駐車許可等を申請させる必要はない。

3 本部報告

道路使用許可に伴い署長の交通規制を実施する場合は、事前に交通規制の種別、期間、場所、方法等を交通規制課長を通じて報告すること。

第14 道路使用許可と示威運動等の関係

道路使用許可と示威運動等の関係については、次のとおりとする。

- 1 「道路交通等保全に関する条例」（昭和24年条例第25号）による示威運動等の許可

申請があった場合は、道路交通法上の道路使用許可申請があったものとみなし、道路使用許可申請書の提出は必要はないことから、道路使用許可手数料についても徴収しないこと。

2 前記1の許可をする場合は、示威運動等の許可書末尾空欄に次の例により記載すること。

(1) 道路使用許可が無条件の場合

第 号 上記示威運動（示威行進）に伴う道路の使用は、道路交通法第77条第1項の規定により許可する。 年 月 日 <p style="text-align: right;">警察署長 印</p>

(2) 道路使用許可が条件付きの場合

第 号 上記示威運動（示威行進）に伴う道路の使用は、道路交通法第77条第3項の規定により、別紙の条件を付して許可する。 年 月 日 <p style="text-align: right;">警察署長 印</p>

第15 道路使用の内容が他の法令に抵触する場合の取扱い

道路使用許可の申請内容が建築基準法、屋外広告物法、刑法等の法令に抵触する場合には、各種規制に適合するよう行政指導を行い、是正させること。

第16 道路管理者の特例

道路管理者の特例は、次のとおりとする。

1 道路の維持、修繕等の場合の特例

道路管理者が道路の維持、修繕等道路を管理するために工事又は作業を行おうとする場合において、道路管理者がその工事等全般について管理しているときは、法第80条第1項の規定により所轄署長と協議すれば足り、道路使用許可を受ける必要はない。また、災害等で緊急を要する工事については、口頭で協議を行い、事後速やかに文書協議すれば足りる。

2 道路管理者に対する回答

前記協議を受けたときは、道路交通法第80条による協議回答書（別記様式第9号）により速やかに回答すること。この場合、必要に応じて道路管理者及び工事請負人を招致して、作業工程、方法、安全措置及び事前広報を指導し、工事に伴う危険、苦情及び非難のないよう配慮すること。

別表1 道路使用の許可対象行為と許可基準等

	条 文	許 可 対 象 行 為 例	許可件数の基準	許可期間の基準	留 意 事 項
一 号 許 可	道路において 工事若しくは作 業をしようとする者又は当該工 事若しくは作業 の請負人	(1) 一般道路工事 (2) 水道管、下水管、ガス管等 の埋設工事 (3) こ道橋工事 (4) 道路の上空においてゴンド ラ等により工事又は作業を行う 行為 (5) 架空線作業、マンホール作 業 (6) 道路外で行われる工事で作 業の一部が道路に突出している もの又はその資材を道路に置く 行為 (7) 自動車を駐車して自動車の 装置又は構造を利用して作業す る場合	1 施工箇所を 1 件とする。た だし、同一申請 者が同一警察署 管内の場所に 接近した道路と おいて、時間的 に連続して同一 の行為を行う場 合は、包括して 1 件とすること ができる。	申請期間内と し、道路管理者 と協議の上決定 すること。 なお、交通管 理上必要最小限 度の期間とし、 3か月以内とす る。	(1) 道路使用の区間、幅等は当 該工事又は作業に必要な最小 限度の範囲とする。(原則とし て道路幅員の2分の1を確保 する。) (2) 一般交通の危険防止上必要 がある場合には、工事現場に 柵を設置させ又は夜間は赤色 灯をつけさせるなど工事又は 作業の方法、形態等に応じた 具体的な措置を講ずること。 (3) 工事を一時中止(中断)す るようなときは、可能な限り 現場回復させること。 (4) 原則として、工事用信号機 の単独使用を認めないこと。
		入浴車	1 台1件とす る。二以上の警 察署にわたる場 合は、拠点を管 轄する警察署に 申請する。	6か月以内と する。	拠点を管轄する警察署とは、 (1) 申請事業所を管轄し、かつ、 作業箇所を管轄する警察署。 (2) 最多の作業箇所を管轄する 警察署。 とし、いずれかで受理すること。
二 号 許 可	道路に石碑、 銅像、広告板、 アーチその他こ れらに類する工 作物を設けよう とする者	「これらに類する工作物」とは 次に掲げるものをいう。 (1) 金属製の碑表の類 (2) 取付けの広告物の類(電柱 その他道路上の工作物に取り付 ける広告物の類で電柱等に単に 巻き付けるもの、貼り付けるも の又は塗りつけるものは含まな い。) (3) 立看板、標旗、標灯又は装 飾灯の類 (4) 定着の広告物である広告塔、 飾塔、跨道広告、掲示板又は案 内板の類 (5) 道路に接する建物に付設す るアーケード、日除け、雨よけ 又は渡り廊下の類 (6) 電柱、火災報知機、消火栓、 郵便ポスト、電話ボックス、電 気変圧塔、又は街路灯の類	1 箇所1件と する。	申請の期間内 とし、道路管理 者と協議の上決 定すること。	(1) 石碑、銅像、公衆電話ボッ クス等恒久的な工作物は、道 路の敷地外に当該工作物を設 置する適当な場所がなく、か つ、公益上やむを得ない場合 に限ることとし、歩車道の区 別のない道路にあっては道路 の法敷の路端寄りの部分に設 けることとする。 (2) 工作物の設置による危険防 止と安全を確保するため、当 該道路の交通状況に応じ具体 的な措置を講ずること。

		<p>(7) 建築作業又は工事用の板囲い、足場、支柱、縄張り、掛出し又は詰所その他工事用施設の類</p> <p>(8) 祭礼に使用するための舞台、やぐら又は花輪の類</p> <p>(9) 道路上に設置する拡声器、ラジオ受信機、映写機又はテレビ受像機の類</p>			
三 号 許 可	<p>場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者</p>	<p>(1) 露店とは、通常屋根の設備のない場所で、板戸や風呂敷等の上に物品を陳列してこれを販売することをいう。</p> <p>(2) 屋台店とは、通常屋根を設けた移動又は持ち運びのできる構造の店舗をいう。</p> <p>(3) 「これらに類する店」とは、次に掲げるもので、物品の販売若しくは、修理又は客に飲食させるため道路上に施設を設け又は物品等を置くことである。 ア 靴修理又は靴磨きの類 イ 商店が臨時に道路に出す商品棚、商品台又は宣伝用陳列棚の類 ウ 自動販売機の類</p>	<p>1箇所1件とする。</p> <p>なお、露店については原則として1店舗1許可として取り扱うものとするが、自治体等が行うものについては、露店出店の主体（市町村長等）が統一し、かつ、時間的、場所的に接近しているかどうかを個別に検討し、例外的に包括して1件として取り扱うことができる。</p>	<p>30日以内とする。</p> <p>ただし、年間を通じ出店日、出店場所が特定されており、当該場所が交通管理上支障が少なく、毎月1回以上定期的に出店される露店については1年間とする。</p>	<p>(1) 露店、屋台等は倒壊等のないよう堅固なものとし又は当該露店等の利用実態に応じて夜間に限るなど危険防止、その他交通の安全と円滑を図るため必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 祭典等で全面交通規制を実施する場合でないときは原則として次によること。 ア 歩車道の区別のない道路においては認めない。 イ 歩車道の区別のある道路においては歩道の部分とし、かつ、歩道幅員の2分の1以内とする。ただし、狭幅員（おおむね2.5m以下）の歩道については認めないものとする。 (3) 露店出店者に対しては、暴力団にみかじめ料、シヨバ代、上納金等を抛出しないよう、その啓発に努めること。</p>
細 四則 号第 許一 可三 条 一 号	<p>道路に、みこし、だし、踊り屋台等を出し、又はこれらを移動すること。</p>	<p>(1) 祭典等で使用されるみこし、だし、曳山車、車両を利用した踊り屋台、移動舞台</p> <p>(2) 竿燈、絵灯ろう、七夕の類</p> <p>(3) その他これらに類する行為には、盆踊り、獅子舞等がある。</p>	<p>1つの催しを1件とする。</p>	<p>7日以内とする。</p>	<p>(1) 移動の順路を明確にさせ、実施踏査のうえ交通上の支障がある場合には、順路変更等必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 現場責任者、指揮者を明確にするため腕章、その他見やすい標章をつけさせること。</p> <p>(3) 盆踊り等はできる限りグラウンド、空地等を利用させること。</p>

<p>細四則 号第 許一 可三 条 第 二 号</p>	<p>道路においてロケーションをし、撮影会をし、又は街頭録音会をすること。</p>	<p>(1) 映画、テレビ等の街頭ロケーション (2) 街頭における撮影会及び街頭録音会</p>	<p>1箇所1件とする。</p>	<p>7日以内とする。</p>	<p>(1) 主催者側の具体的スケジュールを明確にさせ、交通上の影響を検討し、必要な措置を講ずること。 (2) 主催者側から自主交通整理に必要な人員を出させること。</p>
<p>細四則 号第 許一 可三 条 第 三 号</p>	<p>道路において、競技会、仮装行列、パレードその他の集団行進（学生、生徒及び園児の遠足等を除く。）をすること。</p>	<p>(1) 競技会 駅伝、マラソン、競歩、自動車ラリー等 (2) 仮装行列 一般の人目をひくような衣装を着けて道路を使用する行為で商業祭、学生祭等 (3) その他 一般交通に著しい影響を及ぼす通行の形態で集団行進する行為（デモ行進等の示威運動は除く。）</p>	<p>1つの競技、催しを1件とする。</p>	<p>3日以内とする。</p>	<p>(1) マラソン等は、長区間、長時間に及び、交通に著しい影響を及ぼすことから、許可申請があった場合にはその審査を慎重に行い、安易に許可を行うことのないようにするとともに、主要幹線道路、幹線道路における新規の路上競技、イベント等は抑制すること。 (2) 修学旅行、遠足等の隊列や冠婚葬祭列等社会慣習によるものは含まない。 (3) 単なるジョギング、学校のクラブ活動で行う準備運動程度のかけ足等は含まない。</p>
<p>細四則 号第 許一 可三 条 第 四 号</p>	<p>道路に人が集まるような方法で演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等の放送をすること。</p>	<p>(1) 街頭宣伝活動をいい、走行街宣もこれに含まれる。 政治経済、文芸等その内容目的のいかんを問わない。 (2) 踊り屋台以外の方法で行う演芸等 (3) 拡声器、ラジオ、テレビジョンの放送を行い、道路を通行する者を道路上に立ち止まらせて視聴させる等の形態のもの。</p>	<p>1つの催物を1件とする。 停止街宣（1箇所数分程度）を移動しながら行う場合は走行街宣に含まれる。 ただし、人が大勢集まることや交通渋滞が予想される場合は、別途街頭演説の許可を必要とする。</p>	<p>7日以内とする。ただし、走行街宣は1か月以内とする。</p>	<p>(1) 主催者側の具体的スケジュールを明確にさせ、交通上の支障の有無について検討の上必要な措置を講ずること。 (2) 火薬、煙火、花火、毒物、劇物、危険物その他危害を及ぼすおそれのある物品等を利用しての演芸については道路を使用させないこと。 (3) パチンコ店等の商業宣伝や、パレード以外の交通安全・防犯・防災活動の広報は対象から除く。</p>

細四則 号第 許一 可三 条 第 五 号	道路において、消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。	(1) 火災、地震、その他の災害発生を想定して行われる放水訓練、避難訓練、救護訓練 (2) 石油コンビナート等の防災訓練 (3) 災害訓練以外でも通常の通行形態と異なる方法で道路を使用する行為	1箇所1件とする。	3日以内とする。	消防、避難、救護その他の訓練が同時に行われる場合は、包括して1件の許可として取り扱うことができる。
細四則 号第 許一 可三 条 第 六 号	道路において、旗、のぼり、看板その他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして広告又は宣伝をすること。	(1) チンドン屋、サンドイッチマンの類 (2) 人目をひくような特異な装いをして道路に立ち、それにより道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼす行為、又は一般交通の妨害となるおそれがある行為。	1組又は1グループを1件とする。	7日以内とする。	(1) 1グループとは10人未満を基準とし、これを越えた場合は、細則第13条第3号で処理すること。 (2) 他人にまとわりつき、又はジグザグに通行するなどの行為をさせないこと。 (3) 旗、のぼり、看板等は、他に障害を与え、又は交通上の支障とならないものとする。
細四則 号第 許一 可三 条 第 七 号	広告又は宣伝のため車両等に著しく人目をひくような特異な装飾その他の装いをして道路を通行すること。	(1) 自動車に看板類、花束、電灯等を飾り付けて走行する行為 (2) 牛馬類に(1)と同様の装飾をして通行する行為	1台1件とする。ただし、同一申請者が同一コースを同時に2台以上走行させるときは、まとめて1件とすることができる。	7日以内とする。ただし、政治目的の街宣でこの項目に該当する場合は、1か月以内とする。	車両に看板、拡声器等を取り付ける場合には、「設備外積載の許可」の対象か否かを確認すること。
細四則 号第 許一 可三 条 第 八 号	道路において、人が集まるような方法で寄附を募集し、又は署名を求めること。	(1) 赤い羽根又は助け合い運動等により街頭で募金をする行為 (2) 一般交通に著しい影響を及ぼすような形態で募金や署名を求めるとする行為	1箇所につき1件とする。ただし、同一申請者が同時に2箇所以上で実施するときは、まとめて1件とすることができる。	7日以内とする。	朝夕の交通の頻繁な道路では、できるだけ行わせないようにすること。

<p>細 四則 号第 許一 可三 条 第 九 号</p>	<p>交通の頻繁な道路に、広告又は宣伝等のため印刷物を散布し、又は交通の頻繁な道路において通行する者にこれを交付すること。</p>	<p>(1) 広告又は宣伝等のため、交通の頻繁な道路でチラシ等を散布する行為 (2) 政治宣伝、商店等の売り出し又はその他のキャンペーンのため、交通の頻繁な道路でチラシ等を通行人に手渡しする行為</p>	<p>1箇所につき 1件とする。</p>	<p>7日以内とする。</p>	<p>進行中の車両から散布することは、法第76条の禁止行為となる。</p>
<p>細 四則 号第 許一 可三 条 第 十 号</p>	<p>道路において、ロボットの移動を伴う実証実験又は搭乗型移動支援ロボットの实証実験をすること。</p>	<p>(1) 道路において、ロボットの歩行又は移動を伴う実証実験を行うこと。 (2) 道路において、搭乗型移動支援ロボットの实証実験を行うこと。</p>	<p>1箇所につき 1件とする。</p>	<p>6か月以内とする。</p>	<p>(1) 「ロボット」とは、自動制御によるマニピュレーション機能又は移動機能を持ち、各種作業をプログラムによって実行できる産業に使用される機械をいう。(日本工業規格) マニピュレーション機能とは、ロボットの手で掴んだり腕を動かしたりする操作機能。 (2) 「搭乗型移動支援ロボット」とは、専ら歩行者や自転車の通行する公道で走行する目的で制作され、地域住民の手軽な移動の足となる以下の要件(基準緩和制度あり)を満たす小型特殊自動車及び原動機付自転車をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・全長1.5メートル以下 ・全幅0.7メートル以下 ・乗車定員1名 ・最高速度10キロメートル毎時 (国交省発行「搭乗型移動支援ロボット認定申請の手引き」から)</p>

別表2

道路使用と道路占用の許可が競合する対象行為例

態 様	道 路 使 用 の 根 拠	道 路 占 用 の 根 拠
水道、下水管、ガス管等の地下埋設工事	道路交通法第77条第1項第1号	道路法第32条第1項第2号
軌 道 工 事	〃	〃 3号
電柱・街路照明灯柱	〃 2号	〃 1号
地 上 式 消 火 栓	〃	〃
火 災 報 知 器	〃	〃
日 除 ・ 雨 除	〃	〃 4号
ア ー ケ ー ド	〃	〃
掲 示 板 ・ 案 内 板	〃	〃 7号
石 碑 ・ 銅 像	〃	〃
ア ー チ	〃	〃
広 告 板	〃	〃
横 断 幕	〃	〃
工 事 用 足 場	〃	〃
露 店 ・ 屋 台	〃 3号	〃 6号
靴 修 理 ・ 靴 磨 き	〃	〃
商 品 置 場	〃	〃
宣 伝 用 陳 列 棚	〃	〃
自 動 販 売 機	〃	〃

別表 3

道 路 使 用 許 可 条 件 の 具 体 例

許可対象行為	許 可 条 件 例
1 工事若しくは作業	(1) 道路の全幅員に及ぶ工事は、片側から施工し、常に片側の道路の交通を確保すること。 (2) 歩行者用通路は、1.5メートル以上確保すること。 (3) 工事区間は、交通混雑を防止するため70メートルごとに分割して行うこと。 (4) 工事現場には交通整理員（案内看板等）を配置すること。 (5) 夜間は防護柵等を設置するほか、赤色灯を点灯させること。 (6) その他必要な事項
2 広告板等 工作物の設置	(1) 交通上の支障とならないよう道路の路端寄りに設置すること。 (2) 風雪等により破損、落下等のないよう堅固に設置すること。 (3) 交差点、曲がり角から10メートル以内に設置しないこと。 (4) 信号機・道路標識と類似し、これらの効用を妨げ、又はその視認性を害するものでないこと。 (5) 横断幕（アーチ）類の地上高は、車道上5メートル以上、歩道上3メートル以上を確保すること。 (6) その他必要な事項
3 露店、屋 台等	(1) 交差点、曲がり角から5メートル以内に設置しないこと。 (2) 露店等は、間口2メートル、奥行き1.5メートル、高さ2メートル以内とし、屋台にあっては、容易に移動できるものであること。 (3) 道路を損壊したり、空箱、ごみ等を放置しないこと。 (4) 許可期間終了までに速やかに物件等を撤去し、原状回復すること。 (5) その他必要な事項
4 みこし、 だし、踊り 屋台等	(1) 山車等は、道路左側を通行すること。 (2) 2台以上連続通行する山車等は、1台ごとに区分し、その間隔は5メートル以上とすること。 (3) 山車等の前後、交差点及び曲がり角その他危険な場所には、交通整理員を配置すること。 (4) 山車等の装飾は堅固に取付けし、転落、飛散等のないようにすること。 (5) その他必要な事項
5 ロケーシ ョン、撮影 会、ラジオ、 テレビの放 送等	(1) 交通混雑を防止するため、1回の撮影時間を30分以内とすること。 (2) 現場周辺には、ロケーション（撮影会）である旨の立看板等を設置すること。 (3) 車道でサイン行為をしないこと。 (4) 現場の前後に交通整理員を配置すること。 (5) その他必要な事項
6 競技会、 仮装行列、 パレード等	(1) 選手は、道路左側を走行すること。 (2) 伴走車は1チーム1台とし、一般車両と識別できるよう表示すること。 (3) 中継点の前後100メートル以内には、車両を駐停車させないこと。 (4) 中継点、交差点、カーブ及び交通混雑が予想される場所には、交通整理員を

	<p>配置すること。</p> <p>(5) 1 集団50名以内とし、その前後に責任者を配置すること。</p> <p>(6) その他必要な事項</p>
7 演説、演芸等	<p>(1) 法定の駐（停）車禁止場所に駐（停）車して演説しないこと。</p> <p>(2) 交通が混雑している場合は、一時中断すること。</p> <p>(3) 演説場所には、自主整理員を配置し参集者が車道にはみ出すことのないようにすること。</p> <p>(4) 視覚障害者用信号音、緊急車のサイレン及び自動車の警音器等に影響を及ぼすような異常な高音を発しないこと。</p> <p>(5) その他必要な事項</p>
8 消防、避難、救護訓練等	<p>(1) 訓練中である旨の立看板等を掲出すること。</p> <p>(2) 訓練場所の前後及び交差点、曲がり角等の交通危険箇所に交通整理員を配置すること。</p> <p>(3) 道路を損壊し、又は汚損した場合は原状回復すること。</p> <p>(4) その他必要な事項</p>
9 旗、のぼり、看板等を持ち、広告、宣伝	<p>(1) 歩車道の区別のない道路は左側端、歩車道の区別のある道路は歩道を通行すること。</p> <p>(2) チラシ、ビラ等を道路上に散布しないこと。</p> <p>(3) その他必要な事項</p>
10 広告、宣伝のため車両等に著しく特異な装飾をして通行	<p>(1) 駐車して広告、宣伝しないこと。</p> <p>(2) 走行中に蛇行進・急旋回及び著しい低速走行をするなど、交通の安全と円滑を阻害する行為をしないこと。</p> <p>(3) 車上からチラシ等を散布し、若しくは通行者に交付しないこと。</p> <p>(4) 車両に取り付ける看板類は、堅固に取付け落下、飛散しないようにすること。</p> <p>(5) その他必要な事項</p>
11 募金、署名等	<p>(1) 通行中の車両を停止させ、又は通行人につきまとわないこと。</p> <p>(2) 1 箇所10名以下で行い、交差点、曲がり角から5メートル以内で行わないこと。</p> <p>(3) チラシ、ビラ等の印刷物を道路上に散布しないこと。</p> <p>(4) その他必要な事項</p>
12 印刷物の散布又は交付	<p>(1) 印刷物等の交付（散布）は歩道の車道寄りで行い、歩行者の通行路を2.5メートル以上確保すること。</p> <p>(2) 車上から印刷物等の交付（散布）を行わないこと。</p> <p>(3) 通行中の車両を停止させ、又は通行人につきまとって交付しないこと。</p> <p>(4) バス停から10メートル以内で行わないこと。</p> <p>(5) その他必要な事項</p>
13 ロボットの実証実験	<p>(1) 実証実験資機材（コントローラ・ロボット等）を、許可を受けた範囲内に整頓し、倒壊、散逸等の防止措置を講ずること。</p> <p>(2) ロボットの転倒、故障等による交通の危険を防止するため、当該ロボットに監視員を配置すること。</p>

	<p>(3) 実証実験で使用する区間の両端及び側面に交通誘導員を配置すること。</p> <p>(4) 実験終了後は、資機材を速やかに撤去し一般交通の支障にならないようにすること。</p> <p>(5) その他必要な事項</p>
<p>14 搭乗型移動支援ロボットの实証実験</p>	<p>(1) 実施場所、実施時間等</p> <p>ア 道路においては、許可に係る日時、場所等でのみ搭乗すること。</p> <p>イ 申請に係るロボット以外のものを使用しないこと。</p> <p>ウ 実験のための資機材等は、みだりに道路上に放置しないこと。</p> <p>エ 見学者を車道に出さないこと。</p> <p>(2) 走行方法</p> <p>ア 特に歩行者に注意し、道路の状況に応じた安全な速度と方法で走行すること。</p> <p>イ 周囲に歩行者がいるときは、徐行すること。</p> <p>ウ 歩行者の通行を妨げるおそれのあるときは、一時停止すること。</p> <p>エ 他の搭乗型移動支援ロボットと並進しないこと。</p> <p>オ 夜間は、前照灯その他の必要な灯火をつけること。</p> <p>(3) 横断方法</p> <p>ア 搭乗型移動支援ロボットの大きさ及び構造が、次の(ア)から(ウ)に掲げる条件を全て満たす場合には、横断歩道を通行すること。</p> <p>(ア) 長さ120センチメートル、幅70センチメートルを超えないこと。</p> <p>(イ) 6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。</p> <p>(ウ) 歩行者に危害を及ぼす鋭利な突起物がないものであること。</p> <p>イ 搭乗型移動支援ロボットの大きさ及び構造がアに該当しない場合には、原則として自転車横断帯を通行し、自転車横断帯のない場合のみ横断歩道を通行すること。</p> <p>(4) 保安施設及び保安要員の配置</p> <p>ア 実施場所の周囲に、「○○内では、搭乗型移動支援ロボットの实验中です。(実験に参加して通行する場合は、十分に注意してください。参加しない場合は) ○○を通行してください。」等の</p> <p>(ア) 实验中であること。</p> <p>(イ) 実験に参加する場合には注意が必要であること。</p> <p>(ウ) 実験に参加しない場合の通行場所</p> <p>を表示する看板を十分な数だけ設置すること ((イ)は歩行者等の進入を認める場合)。</p> <p>また、日没時から日出時までの間 (以下「夜間」という。) に実証実験を実施する場合には、看板を街路灯の下に設置する、看板に照明を設置するなど、夜間においても歩行者等が看板を確認できるようにするための措置を講ずること。</p> <p>イ 実証実験中は、実施場所に現場責任者が常駐すること。</p> <p>ウ 実証実験中は、歩行者等との衝突のおそれのある箇所 (見通しの悪い他の</p>

歩道等との交差部、見通しの悪いカーブ、歩行者等の交通量が多い場所等) 又は各搭乗型移動支援ロボットの近傍に、歩行者等に危険を及ぼすおそれが生じた場合の安全措置、異常発生時の連絡措置等をとるための保安要員を配置すること。

エ 保安要員は、搭乗型移動支援ロボットに搭乗しないこと。ただし、実証実験において既に使用され、搭乗している者が保安要員としての業務を安全に行えることが確認されたものに搭乗するときは、この限りでない。

オ エにかかわらず、幅員3.0メートル未満の歩道等を通行するに際しては、当該箇所に保安要員（搭乗型移動支援ロボット又は自転車に搭乗していない者に限る。）を配置すること。

カ 搭乗型移動支援ロボットが10キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造である場合には、簡易柵、コーンバー等により実施場所への歩行者等の進入を物理的に防止する措置をとること。

(5) 操縦者

ア 申請に係る操縦者1名以外の者が搭乗しないこと。

イ ヘルメットを着用すること。

(6) その他必要な事項

第 年 月 号
日

殿

警察署長 印

道路使（占）用許可協議書

道路法第32条第4項の規定により、申請者 から
道路使用許可及び道路占用許可について一括して申請を受けたので
道路交通法第79条の規定により道路占用許可申請書を添えて協議し
ます。

記

1 道路使用の目的	
2 場所又は区間	
3 期 間	
4 方法又は形態	

第 年 月 日 号			
殿			
警察署長 印			
道路占用許可協議回答書			
年 月 日付第 号により協議のあったことについて、 下記のとおり回答します。			
記			
申請者	住所		
	氏名	電話	
道路使用の有無		有 ・ 無	
意見 (許可の可否及び条件)			

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

住所 氏名	第 年 月 日 警察署長 印
道路使用許可条件変更通知書	
の条件を下記のとおり変更 あなたが受けた道路使用許可 に下記のとおり条件を付 したので通知します。	
記	
道路使用の目的	
許可年月日	年 月 日
許可証の番号	第 号
変更した条件 (新たに付した条件)	
理由	

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

1 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<p style="text-align: center;">道 路 管 理 者 殿</p> <p style="text-align: right; margin-top: 100px;">警察署長 印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">道 路 使 用 許 可 変 更 連 絡 書</p> <p style="text-align: center;"> 年 月 日付第 号により協議を受け、 年 月 日 付第 号により許可した申請者 に対する道路使用 について下記のとおり変更 許可 したので連絡します。 下記のとおり条件を付 </p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">第 年 月 日 号</p>
道 路 使 用 の 目 的	
申 請 者 の 住 所	
変 更 し た 条 件 (新たに付した条件)	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 年 月 号 日		
道路使用許可 取消し 通知書 停止		
住 所 殿		
警察署長 印		
道路交通法第77条第5項により下記のとおり道路使用許可の 取消し をし たから通知します。 効力の停止		
記		
許可証の	番 号	
番 号 等	年 月 日	
同上の取消し又は 効力の停止理由		
備	考	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その 審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号	
道 路 管 理 者 殿	
警察署長 印	
道路使用許可 取消し 連絡書 停 止	
申請者 連絡します。	
に係る道路使用許可を次のとおり 取消し したので 停 止	
道 路 使 用 の 目 的	
道 路 使 用 の 場 所	
道 路 使 用 の 期 間	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 証 番 号	第 号
取 消 し の 期 間 停 止	年 月 日から 年 月 日まで
取 消 し の 理 由 停 止	
参 考 事 項	

第 年 月 日 号

殿

警察署長 印

道路交通法第80条による協議回答書

年 月 日付第 号により協議のあったことについて、
下記のとおり回答します。

記

意見